

島根県立大学 弓道部 規約

(名称)

第1条 本団体は、島根県立大学弓道部と称する。

(目的)

第2条 本団体は、弓道を通して心身の健康、向上に努めることを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。なお、年度初めに予算計画を作成するとともに、年度末に決算を行うものとする。

(会費)

第4条 会費は、一人当たり年額10,000円とし、年度中の前期に5,000円、後期に5,000円納入するものとする。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員任期は1年とし、最上級生(3年)間の話し合いにより次期役員を選出する。

- 1) 部長1名 …本団体を代表する。
- 2) 副部長1名 …部長を補佐し、部長に事故等ある時若しくは不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計1名 …会計事務を処理する。
- 4) 主務1名 …主務事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については全部員の会議により決する。

(改廃)

第7条 本規約は、全部員の会議により改廃される。

(費用)

第8条 本団体の部員は、試合等で遠征に行く際、宿泊費は実費とする。

第9条 本団体の部員は、試合等で遠征に行く際、公共交通機関を利用していく場合、部費によって全額の25%を負担とする。

附則

この規約は、平成12年7月24日から施行する。

この規約の一部を改訂し、平成28年4月30日から実施する。